明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業九）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

告示

**○財務省
農林水産省
経済産業省告示第九号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十四年四月財務省農林水産省経済産業省告示第六号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十四年八月十五日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口

ハ　平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ロ　円高等対策特別相談窓口

ハ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口

ニ　株式会社武富士関連特別相談窓口

ホ　平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口

ヘ　エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十五年三月三十一日までとする。ただし、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）第二十四条の二第一項に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）が次条第九号に掲げる者に対する出資を危機対応業務として行う場合における期間については、平成二十四年度当初予算の成立の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までとする。